

運搬方法

運搬基準対応表

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第1号イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第1号ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第2号 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第3号 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第4号 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第5号イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p>	
<p>法施行規則 第65条第5号ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p>	
<p>法施行規則 第65条第5号ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は、この限りでないこと。</p>	

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第6号イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p>	
<p>法施行規則 第65条第6号ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第7号 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p>	
<p>法施行規則 第65条第8号イ(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>法施行規則 第65条第8号イ(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。 (イ)大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (ロ)保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p>	

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第9号 第6号及び前号の場合であつて、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。 イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。 ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。 ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。 ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによつてその表層を固化すること。 ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第10号 汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であつて、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行つてはならないこと。</p>	
<p>法施行規則 第65条第11号 汚染土壌の引渡しは、届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者)以外に行つてはならないこと。</p>	
<p>法施行規則 第65条第12号 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から三十日以内に終了すること。</p>	
<p>法施行規則 第65条第13号 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>法施行規則 第65条第14号 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p>	
<p>法施行規則 第65条第15号 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>	

運搬方法

運搬基準対応表

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第1号イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止します。なお、汚染土壌が付着した場合は、敷地内において、タイヤの洗浄を行います。 自動車への積込み作業中に散水を行います。 自動車の荷台全面を浸透防止シートで覆います。 水銀による汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れて運搬します。 ガット船のハッチカバーを確実に閉じて運搬します。 雨天時や強風時は、現場での積込み作業を中止します。
<p>法施行規則 第65条第1号ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用します。 積込み時に悪臭がないことを確認します。なお、悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れて運搬します。 使用する自動車の最大積載重量及び法定速度を順守します。
<p>法施行規則 第65条第2号 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行います。 緊急連絡体制、緊急時の対応マニュアルを整備し、運搬車両等に備え付けます。 作業員への教育内容、緊急連絡体制及び緊急時の対応マニュアルについては添付資料○のとおり
<p>法施行規則 第65条第3号 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水銀による汚染土壌の運搬には、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)を使用します。 鉛による汚染土壌の運搬には、陸運時はダンプトラックを使用し、荷台全面を浸透防止シートで覆います。また、海運時は船倉にハッチカバーのある船舶を使用します。
<p>法施行規則 第65条第4号 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用する自動車の外側の両面に、縦横5cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬車」との表示を行います。 使用する船舶の外側の両面に、縦横30cmの大きさの文字を用いて「汚染土壌運搬船」との表示を行います。 汚染土壌を運搬中の自動車及び船舶には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付けます。
<p>法施行規則 第65条第5号イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行いません。
<p>法施行規則 第65条第5号ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積替え時も含め、運搬の過程において、汚染土壌とコンクリートくず等の分別行為は行いません。
<p>法施行規則 第65条第5号ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は、この限りでないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との混載は行いません。(使用する自動車及び船舶は、当該形質変更時要届出区域における汚染土壌の運搬を専属とします。)

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第6号イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積替場所の周囲の囲い及び表示については添付書類○のとおり
<p>法施行規則 第65条第6号ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積替場所からの有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置については添付書類○のとおり
<p>法施行規則 第65条第7号 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・△▲埠頭株式会社(住所:兵庫県尼崎市△▲町▲丁目▲番▲号)で、積替えのために一時的な保管を行います。また、この施設以外での保管は行いません。
<p>法施行規則 第65条第8号イ(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い(保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>法施行規則 第65条第8号イ(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。 (イ)大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (ロ)保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の周囲の囲い及び表示については添付書類○のとおり
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所からの有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置については添付書類○のとおり
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理設備については添付書類○のとおり
<p>法施行規則 第65条第8号ロ(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあつては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備については添付書類○のとおり

運搬に関する基準	基準への対応
<p>法施行規則 第65条第9号 第6号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。 イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。 ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。 ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。 ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。 ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛による汚染土壌の荷卸し及び船への積込みは、散水しながら行います。その際、船と施設の隙間から汚染土壌が海に落ちないように、シートで養生します。また、積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 ・水銀による汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れたまま荷卸し及び積込みを行います。また、積替え時に仮置きする場合は、浸透防止シートで覆います。 ・鉛の汚染土壌は防じんシートで覆った状態で、水銀の汚染土壌はフレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)に入れたままの状態で保管します。 ・雨天時や強風時は、荷卸しや移動等を中止します。 (添付書類○、○参照)
<p>法施行規則 第65条第10号 汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載された場所(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設)以外の場所で行ってはいけません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載した△▲埠頭株式会社の施設及び□■株式会社の施設でのみ行います。
<p>法施行規則 第65条第11号 汚染土壌の引渡しは、届出書に記載された者(汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者)以外に行ってはいけません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の引渡しは、届出書に記載した○×株式会社本社工場でのみ行います。
<p>法施行規則 第65条第12号 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から三十日以内に終了すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了します。
<p>法施行規則 第65条第13号 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>法施行規則 第65条第14号 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌運搬契約において、管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認するとともに、自動車登録番号又は船舶名、運搬担当者の氏名及び汚染土壌を引き渡した年月日を記載して、汚染土壌の引渡しの相手方に回付する旨を規定しました。
<p>法施行規則 第65条第15号 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはいけません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌運搬契約において、汚染土壌の運搬を他人に委託してはいけません旨を規定しました。